

◆ 11番（たかおか知子君）＝登壇＝おはようございます。たかおか知子です。

今回の4つの項目は、今この時期に最も対策を講じてほしいと感じたことを取り上げました。

1つ目の項目はJ R芦屋駅南地区まちづくりに期待する市民の声についてです。

2年間、事業が遅れてしまったJ R芦屋駅南地区再開発事業ですが、ようやく議会で予算の可決を得ることができ、用地取得など実際の事業を進められるようになりました。J R西日本駅舎改良工事や、モンテメールの改装で新しい店舗が加わったことにより、より一層にぎわいつつある駅中に、市民の皆様への期待感もどんどん高まってきました。

私が議員に着任してから約9か月たった頃、この再開発事業の予算が初めて議案として出てきました。J R芦屋駅南地区の事業計画は、長い年月をかけ、事業手法については第二種市街地再開発事業を選択することで、安心・安全なまちづくりを目指せるということが決定していました。

議会としても施行の条例は、既に全会一致で可決していた状態だったのです。そして、この当初予算に私は賛成を示しました。なぜなら、人と車が混在し、無謀横断状態だった危険性をなくすための対策として、この計画が適していると理解できたからです。

また、費用面の妥当性についても、国の補助金が満たされていることも示されており、市の負担額も長期的に見てその後の市政に悪影響を及ぼす額ではないと判断したからです。

また反対に、比較対象となっていた街路事業では、交通の安全性が確保できないということが明確に示されていました。当局が一番に交通の安全性に関することを重視し、また地権者の方がその地を離れずに、住環境の変化を強要されることがないように配慮するための計画でもあるということを理解したからです。

しかし、議会は多数決です。その後、何度もこの事業計画の予算案は否決を繰り返しました。それでも私はこれまで一度も予算案に反対をしたことはなく、賛成し続けました。そして、当初予算案が否決されてから2年たって、ようやく可決となったわけです。

この止まっていた事業の遅れに対し、市民からは、議会が無駄に引き延ばし、行政に無駄な仕事をさせ、無駄な経費を支出したのではないかと多くのささやかれているのも事実です。

そこで、今後はJ R芦屋駅南地区まちづくりに期待する市民の声を裏切ることのないよう、しっかりと事業を進めていただきたいという思いを込めて質問させていただきます。

市民の皆様が求めておられるのは、安心・安全であることと同時に、利便性についても重要視されています。バリアフリー、エスカレーター、エレベーター、駐輪場、公益施設など利便性の質が上がることに對しても期待をされているからです。

この先、大型事業がない限り、後に改装工事が行われる機会が訪れることは、まずありません。縮減案によりコストが削減されたことで、それが原因で市民が求めている利便性が考慮されなくなったのでは、期待の声が半減します。

そこでお伺いいたします。いいものをつくるためにも不便な点を解消し、駅前の利便性が高まるのであれば、ある程度の投資費用も必要だと考えますが、市長のお考えをお示しください。

2つ目の項目は、芦屋市屋外広告物条例が影響を及ぼしている市民へのしわ寄せです。

改修・撤去費用について、お困りの声をお寄せいただいている方のほとんどが、健全にお商売をされて

いる方たちばかりです。このコロナ禍で事業が厳しくなっているにもかかわらず、さらに広告である大切な看板まで撤去しなければいけないという状況に、がっかりされております。

私が見る限りでは、その看板は奇抜ないかがわしいものとは思えず、景観を損ねているとも感じられませんでした。条例不適合になっていない看板と見比べても、撤去されなければいけない看板とどこに違いがあるのか分からないと思う看板も見かけます。

芦屋市にとって市章が市役所の所在を示す大事なシンボルであるのと同時に、お商売をされている方にとっても所在を示す大事なお店の看板です。

これまで芦屋市の景観を損ねていなかったにもかかわらず、屋外広告物条例が後からできたことにより、条例不適合と判断されたのでは、すぐに受け入れられないとなるのも理解できます。

判断基準のバランスについても、ちょっとした差で規定から外れている方と、とんでもない色を使い明らかに景観を損ねている看板の方が同じ扱いなのも不公平ではないかというお気持ちもよく分かります。

平成28年7月1日に条例が施行され、改修または撤去を行う場合の費用の一部に助成があり、当初3年間は充実した内容でした。しかし、その間に御理解いただけないまま、なぜ御自身が適合しないのかも把握できないうちに期間が過ぎ、補助金の額が下がってしまったという方もおられます。また、ガイドラインの内容がよく理解できなかったけれど、言われるままに撤去に応じた方もおられます。

条例は一応、決まり事を書いているガイドラインにすぎません。当局は現地視察を行っていると思いますが、遠越しに見て初見でも分かりにくいならなおのこと、市民の方が御自身のところで何が悪いのかを見極めるのも困難な状態なのは明らかです。確認するための費用も必要となります。

しかしながら、既に今の制度で看板を改修・撤去されている人もおられるので、公平性の観点から条例のルールを変更することは難しいと理解するところです。それならば、個人の看板が本当に条例不適合であるのかという判断をしっかりと見極めていただきたいと考えております。

この条例は、規制するばかりが目的ではないはずです。一番はどうやったら美しい芦屋になるのかということを市民と共につくり上げていくための改善策であり、御理解を求めていくところの話なのではないでしょうか。

そこで3点お伺いします。

1点目、これまで行政の周知や対応が不十分で御理解を頂くための努力が行き届いていなかったことはないでしょうか。もっと個別の相談に丁寧にお答えする必要があると考えておりますが、御見解をお聞かせください。

2点目、芦屋市は住宅都市です。住居が隣接しているところでお商売をされている方も多くおられます。地域で規制がかかることで、看板撤去の条件が変わってくるのであれば、そのことも考慮して、いま一度、地域の内容についても緩和を検討することはできないでしょうか。

3点目、今も続くコロナ禍とロシア・ウクライナ戦争による影響は、さらに厳しくなる経済の動向が予想されます。補助金の交付対象となる事業期間を、令和6年3月31日から今後も延長するお考えはありでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

3つ目は、未然に防ぐ虫対策とカラス対策についてです。

カラスの保護は原則禁止ということで、鳥獣保護管理法で守られているわけですが、カラス対策という一般的なイメージされるのが、カラスを撃退する方法ばかりですが、撃退グッズは根本の解決にはなっていません。本当に大事なのは、カラスの生態や特性をよく知ることではないでしょうか。通常であ

れば人里離れた山にいるはずのカラスを、なぜ私たちの生活圏でよく見かけるようになったのか。また、カラスがどうして人を襲うことがあるのかなど、その原因を知ることによって危害を未然に防ぐことができるのではないのでしょうか。

カラスの繁殖期は3月下旬から6月頃まで。主に街路樹、高い木などに巣づくりをするのが目撃されています。ちょうど今頃の6月前後に巣立つのですが、この時期は卵やひなを守るために人を威嚇、攻撃することがあります。先日も5月20日の早朝、潮見小学校付近で教員や通行人がカラス2羽に頭を蹴られ威嚇されたということが新聞報道にありました。学校は急遽、通学路を変更することを決めたのですが、襲われた方は本当に怖かったと思います。

やはりそこにもカラスが襲いかかった原因というものがありませんでした。5月はカラスの産卵・子育てシーズンであり、カラスが攻撃してきた場所には、以前からこの時期になると巣を作る木があるというのを近隣の方から聞いていたところでした。いつもはひながかえる前に市のほうで撤去が行われていたということですが、今回は間に合わなかったのでしょうか。

緑豊かな地域環境の形成はよい取組だと私も思うところですが、一方で、通行の多い場所では特に別の問題も出てきています。育ち過ぎる木などの手入れが行き届かなければ、通行に見通しの悪い場所をつくり、今回のようにカラス側からすると、子育てをするのに最適な場所となっていたというわけです。

そうならないようにするためには、巣がつくられる前に未然に防ぐための樹木の剪定を行い、環境整備を同時にすることが大事です。気づいたときに市民から周知していただくような連携も必要です。

学校に関していえば、学校付近や通学路は、弱い立場の子どもを守る場所として、優先的に整備されなければいけないという共通認識を持っていただきたいのです。

また、多量発生する虫に関しても同じことが言えます。蚊やガは飛び回る成長期の前に、卵や毛虫の段階を踏むため、そのときに防除する方法があります。成長する前段階で害虫駆除を行う知識を持つことも必要な対策であると考えております。

そこで、お伺いします。さきに述べたカラス対策、虫対策について、市長と教育長のお考えをお聞かせください。

4つ目の項目、南護岸でのマナーの悪いこれまでの迷惑行為についてです。

南芦屋浜の最南端にある南護岸は、海岸法で定められた地域であります。県は自由使用という名目で、釣りをしてもよいということにしておりました。ところが、釣り人のマナーの悪さが目立ち、迷惑行為が後を絶たず、地域の安全・安心が損なわれ続けてきた経緯がありました。県や市としても、そのことを問題と捉え、課題解決の対策が必要であると感じておられたことと存じます。

南芦屋浜の住民にとっては、住環境が守られず脅かされてきたことに長年悩まされておりました。ごみの放置により広範囲にわたってカラスの被害が増え、まき餌の腐敗臭、放置された釣針によるけが、魚を火であぶるバーベキュー使用による煙の臭いが充満していました。通りがかりの人がごみを捨てないようにお願いすると、「ごみ箱がないほうが悪いんだ」「どこに禁止行為と書いてあるんだ」と反対に怒鳴られるというトラブルも発生していました。

この状態を改善しなければいけないと考えてくださった芦屋市環境衛生協会様も、芦屋わがまちクリーン作戦の視察場所にここを選び、南芦屋浜の南護岸を次の清掃活動の場所として取り上げてくださるなどの話にもなりました。当時の役員の方からは、「市全体としてもマナー違反をなくすよう呼びかけが必要。ここは美しい芦屋の景観が損なわれている」と言われ、ひどい状況にさらされていることを御理解

されてきました。

同時に、県議会でも住環境が著しく悪化しているという状況から、南護岸の管理の悪さが指摘されており、問題点として挙げられていた経緯もありました。そして対策を講じなければいけないという県と市、多くの市民の方の認識の下、検討が始まろうとしていたのです。

しかし、その矢先でのことでした。2018年9月4日、台風21号の被害に見舞われ、この地区に浸水被害が起きたのです。そして台風の後、安全対策の見直しが行われ、こうして先に護岸工事が行われたわけです。

最近になり多くの方からこのような声を聞くようになりました。護岸工事が完了というお知らせがあったにもかかわらず、なぜ中壁より先はまだ開放しないのかというお声です。工事が完了と聞けば誰だって開放はすぐだろうと思うのが当たり前のことなので、何かあるのかと勘ぐってしまうのも分かりません。

しかし、開放されない原因は、地元の住民が反発をして、強制的に閉鎖をさせているわけではありません。県と市が芦屋の住環境を守るために対策を講じ、管理対策を整えなければいけないということが、なぜ広く認知されていないのでしょうか。

結局いつもこのような対立図ができてしまうのは、行政の手順の悪さ、周知の悪さがそこにあり、何も知らされていないことが、かえって悪い憶測を生むことの引き金となっていると、私はかねてから現在もなお、ずっとそのように感じておりました。

護岸工事の中で、有人管理などの対策を同時に行う必要を認識されているにもかかわらず、どうして市民には伝わっていないのでしょうか。過去からの経緯と問題点を説明し、管理体制が整ってこそ、護岸の開放が始まり、今はその検討中であることを、なぜ多くの方の理解が得られていないままなのでしょうか。

これまで芦屋は、住環境を守ることを優先とされてきました。芦屋川や芦屋浜がマナー条例によりバーベキューが禁止になったのも、住居が隣接しているからです。南芦屋浜の護岸も同じように住居が近い環境にありながら、なぜ扱いが違うのでしょうか。

住環境を守る管理体制がないまま、先に釣りは許可されてきました。何の規制もなく釣りを楽しめていた場所が、その後、禁止地区や有料の指定場所となった場合、欲求不満を助長させ、理解が得られなくなるのも当たり前のことです。初めから釣りができないと分かれば、誰もがそう認めていた話ではないのでしょうか。住環境を考慮せず、何の管理もしないで、後に迷惑行為が多発する原因となった釣りを許可してきた県の責任を、私は強く感じています。

そこで、市長にお尋ねします。住環境が脅かされてきたことで、ただ助けを求めているだけの地域住民が悪者扱いされるようなことがあるならば、私は黙って見過ごすわけにはいきません。市民に対し、これまでの問題点や状況がきちんと伝わってほしいと願っています。

現状を一番把握されている市が、県との連携を強化し、美しい住環境を守るという芦屋市の理念を広く理解してもらうためにも、もっと働きかけなければ誰がそれをできるのでしょうか。今後の護岸管理について、どのようにお考えなのか、お示してください。

壇上からは以上です。

○議長（松木義昭君） 答弁を求めます。

市長。

◎市長（いとうまい君）＝登壇＝たかおか知子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、J R芦屋駅南地区再開発事業は、事業費縮減のための見直しを行いました。安心・安全に加え一定の利便性を確保した計画としております。

地価の上昇や資材費の高騰といった他律的な要因による懸念がありますが、将来的な財政状況を考慮しながら、さらなる利便性の向上の検討を重ねるなど不断の努力を続けてまいります。

次に、屋外広告物条例は、住宅都市としての町並みに合った広告景観を形成するため、7つの地域に区分し、おのおのの特性に応じた基準を定めているため、緩和は考えておりません。

広告物所有者への対応は、良好な景観形成に寄与していただくため、引き続きガイドラインの活用により丁寧に基準を説明するとともに、より一層の周知に努めてまいります。

屋外広告物改修等に係る補助制度の期間は、当初5年間としていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、二度にわたり期間延長を行っており、さらなる延長の考えはございませんが、引き続き経済の動向を注視してまいります。

次に、今回の潮見小学校前のカラスの巣は、学校からの依頼を受けて、5月19日に撤去いたしました。

議員の御指摘のとおり、カラスは特にひなが巣立つ時期に人を威嚇することが多く、巣を見つけた場合は必要に応じて撤去しておりますが、被害を未然に防げるように引き続き学校と連携し対処してまいります。

一方で、近くを通る場合には、帽子をかぶったり、傘を差すなど、カラスの生態を知り、被害に遭わないような行動を心がけていただくことも必要と考えますので、広報紙などで周知・啓発しているところです。

また、カラスと同様、害虫についても正しい知識を持つことが重要であると考えており、ホームページ等で周知・啓発を行っておりますが、公共施設において事案が発生した際は、今後も適切に対処してまいります。

南護岸での迷惑行為は、高潮対策工事前の利用状況において、火を使った行為、ごみや釣り餌の放置があり、県のアドプト制度を利用した事業者による清掃活動を実施いたしました。臭いやカラスの被害があったことは認識しております。

そのため、工事後の護岸の開放に当たり、これらの問題への対策の必要性を県と共有しております。

現在、護岸の開放に向けて、地元住民の方の意見を聞きながら、対策の検討をしているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響やその他護岸に関する諸課題の調整により、時間を要しております。今後も施設管理者である県と密に連携し、護岸の開放に向けて準備を進めてまいります。

そのほかの御質問は、教育長からお答えいたします。

○議長（松木義昭君） 教育長。

◎教育長（福岡憲助君）＝登壇＝たかおか知子議員の御質問にお答えいたします。

学校園の敷地内や通学路でのカラス対策、虫対策は、幼児・児童・生徒における安全・安心に係る課題

と認識しております。

日頃から、愛護委員など地域の方々の協力を得ながら、関係機関と連携し、対応しており、今後も適切に対処してまいります。

以上でございます。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、屋外広告物条例のほうからお伺いしていきます。

芦屋市のホームページを御覧いただける方は御覧いただきたいんですけども、その中で地域ごとの規制一覧というのがPDFであるかと思うんですが、これが見やすいので、これを見ながら話していきたいと思います。

まず、この中でも今日は壁面突出に絞って話をしていきたいんですけども、その高さについてなんですけど、まず県条例では歩道上2.5メートル以上、道路面からは4.5メートル以上ということです。一覧表を見ますと、市の条例では上端高さ4.5メートル以下ということになってはいますが、ここが県と市の違いでよろしいですか。市が上乘せした内容になるのでしょうか。

○議長（松木義昭君） 都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） そのとおりでございます。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） それで、7つの指定地域があるかと思います。その中で複合地域というのを見ていきたいんですけども、複合地域というのは主に住居地域及び近隣の商業地域というくくりになっておまして、芦屋市でいうと西山町、大榭町、打出町の辺りで、お店が集中しているようなところが指定されているんですけども、ここも一覧表で見ると上端高さ4.5メートル以下という表示があります。

芦屋市のホームページをさらに見ていきますと、市民の方がこういった条例について調べようと思ったときに、ホームページを見られると思うんですけども、上から2つ目のPDF、芦屋市屋外広告物条例施行規則というのがあります。その下に芦屋市屋外広告物ガイドラインとあります。どちらかというガイドラインのほうが見やすく、市民の方に向けてのものだと思います。

その一部でちょっと私が疑問に思ったところがあったんですけども、14ページになりますけれども、そこに壁に看板がついている絵と一緒に数字が書かれているんですけども、壁面突出の考え方ということで、この複合地域に関しては、この表示が4.5メートル以上になっているんです。

先ほど市の条例のほうでは、上端高さ4.5メートル以下ですということですが、ここに限っては県条例の4.5メートル以上という表示になっているのでしょうか。

○議長（松木義昭君） 都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） すみません、もう一度ちょっと趣旨を御説明いただけたらと思います。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 芦屋市屋外広告物ガイドラインというのが上から3つ目のPDFであるかと思います。今その中の14ページの話をしておりまして、先ほど県の条例では4.5メートル以上という高さ制限をしています。市の場合は上端高さ4.5メートル以下にしている、さらに低めに看板設置を許可しているということなんです。

このガイドラインには、市条例の内容が盛り込まれているはずなんですけれども、先ほどのお話からすると、複合地域に関しては、ここは4.5メートル以下という表示にならないでしょうか。

○議長（松木義昭君） 都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） まず、県条例と市条例の整理なんですけれども、先に県条例ができておりますので、もともとは市の条例がなかったら県条例を適用していたということで、景観行政団体になって、芦屋独自の部分を盛り込もうとしているのが、市条例でございます。

県条例を参考にしながら厳しくしたというところでございます。1つは、下端は建築限界といまして、歩道は人に当たってはいけないということがありますし、車道は車両に当たってはいけないということで、規制をしているということと、あと、上端は、あまり大きな看板ですと、やっぱり景観に与える影響が大きいということと、あとこの条例を制定するときに、平成27年に北海道で看板が落ちてけが人が出たということがありましたので、そのことも考慮して規模感を決めたというふうに聞いております。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 私はその県条例、市条例の違いについては理解しているんです。だからその説明を求めていたわけではなくて、市民の方に分かりやすく、これから御理解していただくためにも、このガイドラインというのはすごく大事になってきます。

そのガイドラインの中身の数字に関していえば、芦屋市は大体高さ4.5メートル以下に指定しているんですね。左に図がありますよね、その図では高さ4.5メートル以下という表示なんです。

それで、この複合地域、広告物誘導特別地域に関してだけ4.5メートル以上という表示になっていて、一番最初に私が地域ごとの規制一覧表というのをお伝えしたかと思うんですが、そこでもきちんと上端高さ4.5メートル以下という表示があるのに、ここのガイドラインの表示だけそれがなくて、なぜ県の4.5メートル以上なのか分かりませんが、こういう表示になっているのでしょうか。

○議長（松木義昭君） ちょっと細かい話になっているんですが、これ、事前にちゃんとヒアリングをさ

れたんですか。

はい、どうぞ。都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） この14ページの読み方は、4.5メートル以上というのが1つの項目で、それと車道に突出することは駄目だという読み方です。2つがリンクしているわけではないので、そう読んでいただいたら納得いただけますでしょうか。

それと併せて、たかおか議員のような御懸念をされる方もおられますので、そこは分かりやすく周知するように工夫を凝らしたいというふうに思っております。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 私は最初これ、ミスプリントかなと思ったんです。記載でいうと、ここは「4.5メートル以下」にしないといけないところが「以上」になっているんじゃないかと。1つでもそういう不明点があると、そうでなくても何で撤去しないといけないのかと思われている方が、さらに不審に思っていきますので、御指摘させていただきました。

次の質問なんですが、ここは商業施設が密集している場所になるんですが、複合地域に関して、市条例でもうちょっと看板を低くしなくちゃいけなかったという理由は何だったんでしょうか。

○議長（松木義昭君） 質問の趣旨はわかりますか。

もう一遍言ってください。

◆11番（たかおか知子君） ここは商業地域ですよ。なぜこんなことを言っているかという、看板の高さが低くなったんです。2階にお店を構えられている方なんかは、自分のお店の階層よりも下のほうに看板がつく場合もありますよね。そうすると、お店の場所を示すものにはなっていないんです。

そういったこともあるんですが、この複合地域に関して、市条例で高さ制限を4.5メートル以下と、統一されたのかもしれませんが、どういう理由でつけられていますか。

○議長（松木義昭君） 都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） 壁面利用、壁を利用してサインをつける、これはしていただけます。ただ、突出というのは、景観に与える影響が大きいので、1つは地域を絞っているということと、先ほどと重なって申し訳ないんですけども、1つはあまり高いところにあると、景観を損ねるということと、それと繰り返しになりますけれども、この条例を検討しているときに看板の落下事故があったので、そこも勘案して厳しくするほうが合理性があるだろうということで、いろいろ議論をしていただいて、この結果になったということでございます。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。



◆11番（たかおか知子君） なるほど、そういったところも御理解していただかないといけないですね。

まだ撤去されていない方が、その持っているビルを転売されて仲介業者が変更したりとかします。そうすると撤去されずにそのままビルを渡すわけですから、引き継いだ人が撤去をしないとけない状況が出てくると思います。

そういった場合、ちゃんと仲介業者の方もその辺をしっかりと理解されるようにしていただきたいんですが、どのようにお考えですか。

○議長（松木義昭君） 都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） これからも周知をしていかなければならないというふうに思っておりまして、まずは広く皆さんに周知をするということと、今、たかおか議員に言っていただきましたように、店舗を新たに建てようとか借りようとかいう方は、なかなか御自身で看板を出せないの、広告業者さんに頼まれると思うんです。

一応、県条例では知事の許可を得た業者でなければ設置ができないということになっておりますので、言い換えると知事の許可を取った方は内容をよく御存じだということで、まず一つそこで啓発をしていただくということと、あと、不動産業者さんも仲介をされますので、そこに働きかけてお知らせをしていただけるような取組もしていきたいというふうに思っております。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） よろしく願いいたします。

実際、テナントに入られて知らずに看板の中身を替えてということもあるかと思えます。そうなったらその方が撤去しないとけないということになるので、その辺り、よろしく願います。

では、ちょっとまとめます。町並みにふさわしい広告景観が形成されても、看板撤去により経営に影響を及ぼすことで、まちからお店が消え、閑散とした町並みばかりが増えても、それでも良好な景観が守られているから芦屋は住環境が優れているとなるということでしょうか。

住宅街に面している複合地域に関して、もう少し商売人のやりやすさというところにも目を向けて、重視していただきたいという思いで質問させていただきました。

魅力のあるまちづくりも必要だと私は思っていますので、引き続き個別相談もしっかり調査して対応していただくようお願いいたします。

続きまして、カラス対策のほうに行きます。

画面を切り替えてください。（資料をモニターに映す）

芦屋市のホームページで「カラス」と検索しますと、収集事業課と地域経済振興課が出てきます。2つの内容は、収集事業課に関しては、ごみステーションのカラス被害対策ガイドブックというような、ごみ収集はカラス被害がありますのでそのことに関して書かれています。地域経済振興課に関しては、カラスなどの鳥獣対策で、今回のような巣の撤去について、子育ての時期は攻撃が激しくなるよという注意喚起になっています。

これを見ると、どちらもカラスの被害から守るという案内があるんです。収集事業課のほうのごみステーションのカラス被害対策ガイドブック、これはめちゃくちゃ分かりやすいなと私は思っています。これをもっと広く知っていただけたらなと思うんですけども、ここにしっかりカラスの特徴、繁殖について書いています。なぜ市街に増えたのかということとかも書いています。

こういったことは、地域経済振興課が言っていることと一緒になんです。こういった両方の知識を、共通認識として持っていたらいいのになというのがあります。

潮見小学校の門の前、この木に巣があったわけなんですけど、これは本当に学校の門の前なんです。今、校長先生が指を指していますけど、こういうふうに木が生い茂っているような状態というのをお見せしました。

画面を切り替えてください。(資料の提示終了)

では、1点目の質問です。

先ほど言った双方の担当課、行政は縦割りなんですけど、内容的には同じことを共通認識で持って進めていったほうがいいと私は思うんです。情報のリンクというか、カラス対策として共通した内容の一本化というのはいかがでしょうか。お互いにリンクしてもいいんですが。

○議長（松木義昭君） 市民生活部長。

◎市民生活部長（大上勉君） できることはやっていきたいと思えます。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） やはり他市なんかを見ると、「カラス」と検索したときにしっかり分かりやすいとか、市長もおっしゃいましたけども、繁殖とかのカラスの特性についてもやっぱり知るべきで、カラスなどの鳥獣対策は、ごみステーションのカラス被害対策につながっているかと思えます。

今後カラスが巣を作ってからではなくて、カラスが寄りつきそうな場所の周知はしてくださるということだったんですけど、カラスの巣を意識してこういった生い茂った木の剪定というのは、特に通学路とかそういったところに関しては、学校側から剪定してくださいよと言うような、そういう連携が今後取られていくんでしょうか。

○議長（松木義昭君） 道路・公園担当部長。

◎道路・公園担当部長（西田憲生君） 学校とは連携してやっていきたいなと思っております。

剪定に関してなんですけども、剪定してもやはり同じ木に営巣する場合というのも多くありまして、あと、樹木ではなくて見通しのよい電柱の上なんかにも巣を作る場合もあります。

だから、剪定で枝葉を減らすことで効果があるとまでは言いにくいのかなとちょっと思っております。また太い枝の股のところに営巣するので、周りを剪定してもそういうカラスが巣を作りにくい状況というのはなかなかつくりえないとは考えております。

以上です。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 学校側のほうはどうでしょうか。

○議長（松木義昭君） 学校教育部長。

◎学校教育部長（井岡祥一君） 先ほど西田部長のほうからも答弁がありましたけれども、やはり剪定したところでも、太い枝の間に巣を作ることがあります。私も経験がありまして、そんな中、学校のほうでは、この時期についてはどういう状況になっていくのかというのは、ある程度把握できておりますので、そのときについては注意して見ながら、また地域の方々から情報を得ながら、そして関係課に相談・連絡しながら対応していただいているところですので、連携はこれまでもしておりますし、今後も継続しながら進めていきたいと思っております。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 巣が作られてしまったら撤去する方向に持っていかれるということでしょうか。今回のように、ひながかえっているときは撤去できませんけども。

○議長（松木義昭君） 学校教育部長。

◎学校教育部長（井岡祥一君） 学校のほうでは、巣ができる前にどうするかという対策については難しいと思っておりますので、先ほども答弁させていただきましたように、やはり注意をしてできるだけ早い段階で見つけながら、関係課と連絡・相談しながら対応していくというふうなところです。

○議長（松木義昭君） 道路・公園担当部長。

◎道路・公園担当部長（西田憲生君） 街路樹におきましては、巣に卵やひながいる場合は撤去できないんですけども、確認しまして巣だけの場合でありましたら撤去をさせていただきます。

以上です。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） ありがとうございます。

カラスの気持ちは分からないんですけども、先ほど枝の間に巣を作るという話ですけど、カラスからするとひなを守るためなので、やっぱり葉とかが覆いかかっているところに作ろうと、作っている場所は枝のところかもしれませんが、やっぱり見えやすい枝のところよりは隠れみのとなる場所を探すと思うんです。そういう意味でも、生い茂っているところに集中するのかなという意味で質問させて

いただきました。

それでは、まとめさせていただきます。

行政は縦割りですが、一方でカラスはごみステーションを荒らす生き物、一方でカラスの生態や特性も知り、ひなの捕獲は原則禁止という、つながっている両方の知識を持っていただくことは、未然にカラス被害から守るという対策につながっていくと思うので、今回取り上げさせていただきました。

これはお願いなんですけど、今回、潮見小学校で起こったような話は、ひながかえっていたというところで通学路を変更してまで巣立ちを待ち、親鳥からの威嚇、攻撃が収まるのをただ待つことしか防ぐ方法がなかったわけです。そんなことがないように、現状の把握が常にできるように、これまでの連携をしっかりと取り取って、被害が起こる前に未然に防いでいっていただきたいと思います。

続きまして、南芦屋浜についてです。

南芦屋浜の護岸には、3つの護岸があります。ビーチ護岸、南護岸、東護岸と呼ばれるものです。ビーチ護岸は港湾法、南護岸は海岸法と法の定めている基準も違ったりしています。

先日、川上議員が南芦屋浜のビーチの活用について取り上げられましたが、今回、私のほうは砂場に囲まれたビーチ側ではなくて、そちらとは切り分けて南護岸に特化した内容のみを取り上げておりますので、よろしくをお願いします。

画面を切り替えてください。(資料をモニターに映す)

あえて迷惑行為というふうに言わせてもらったんですが、何が問題だったのか。これは南護岸の西駐車場付近です。これはシーズンのときだったんです。先ほど清掃が入っているというお話だったんですけども、合間を縫って、このようなごみがたまる状況になっているときもあります。

西側のトイレ付近です。これは1日とかそういう話ではなく、何回もありました。御覧のように住居が隣接しています。目と鼻の先に住居があるという状況です。これを別の角度から見ると、先ほどの駐車場とつながっていますので、このようにごみの山があるという状況でした。

反対側に東トイレがありますけれども、東トイレのほうもこのような状態になっていました。

帰られた後の地面を見ると、人間には臭いにおいが、悪臭が充満しています。こういったところをカラスのほうは喜んでいるというような場所です。

先ほどバーベキューのお話をしましたけれども、お肉とかいうよりは、やっぱり釣った魚でバーベキューをされている方が多くて、私も魚は好きなんですけど煙の臭いというのはちょっときついなというふうに思います。

工事前にはバイクの進入もありました。ここはバイクの進入禁止区域になっているんですけども、こういったバイクが走っているのも頻繁に見られました。釣り具を運ぶのに便利ということで、そばに置かれる方が多かったということかと思えます。

現在は駐車場を開放しまして、それに伴いましてこういったバイク通行禁止の措置を芦屋市のほうが取っていただいて、入り口のほうを塞ぐというような対応をされています。それで今、護岸が開放されているわけなんですけれども――画面を戻してください。(資料の提示終了)

まず、先ほどのごみ山を見られて、これでも芦屋の美しい景観と言えますでしょうか。

○議長（松木義昭君） 道路・公園担当部長。

◎道路・公園担当部長（西田憲生君） 市民の方にとっては、やはりあのごみの問題というのは、非常に苦痛であるとは思っております。

以上です。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） これが長年、悩まされていたという現状だったので、迷惑行為と私は呼ばせていただきました。

バイクの進入について、入り口を塞いでいただいて、嚴重にさせていただいてありがとうございます。ここを車椅子は通れるようになってるんですね。そちらもありがとうございます。

ただ、先ほどお見せしたように、以前は頻繁にバイクも来ていました。バイクで来られる方が多かったですけど、今現在だと駐車場がないので、住宅街とか道路上に止められる方が増えるんじゃないかなと思うのですが、どのようにお考えですか。

○議長（松木義昭君） 道路・公園担当部長。

◎道路・公園担当部長（西田憲生君） 現状ですけども、バイクでの来訪者はそれほど多くございません。今後の状況を見ていきまして、バイクでの来訪が増えるようであれば、駐車スペースの設置を検討する必要があるんですが、駐車スペースをまた設けることによってバイクの来訪がさらに増えるということにつながる可能性もあるため、検討は慎重に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） こうやって護岸への進入を入り口で塞いでくださっている一方で、住宅街に流れてくることも可能性としてありますので、そういったときは即座に対応をお願いいたします。

護岸工事は完了しているんですかという質問がよくあるということをお伝えしましたが、開放についてはまだ決まってないですね。東駐車場もどのような状況なのか、開放の時期について、お分かりになれば教えてください。

○議長（松木義昭君） 道路・公園担当部長。

◎道路・公園担当部長（西田憲生君） まだこちらの護岸についても、ルールというものは決まっておりません。ごみの問題をどうするのか、騒音の問題をどうするのか、バイクの問題をどうするのかというのは決まっておりませんので、今までもやってきたんですけども、今後も地元と協議しながら、県と市とで話し合いを進めていきたいと思っております。

もう一つ、東の駐車場は、工事が止まっており、できておりませんでした。今年4月に発注が終わりまして今、工事中でございます。これは8月、9月ぐらいには完成する見込みでございます。

以上です。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） ありがとうございます。

そういった情報も、やはり開放をお待ちの方は知りたい情報だったりしますので、開放はまだ先ですよという周知まではしてくださいとは言いませんけれども、そういった展開がある場合は、随時、広報をしていただくようお願いいたします。

今日、私がこれを御紹介したのは、誰もが気持ちよく南護岸を利用できるように生まれ変わってほしいと思っているからです。

これは意見です。南護岸での探索を楽しみに開放を望む方の声も高まっています。一方で、開放後にまたこのような迷惑行為で住環境が守られないことを不安に思われ、対策がしっかりなされているのかを心配されている方も多いです。どちらも自由使用を活用した有意義な場所になってほしいと望む大切な声です。それを実現するためのルールづくりをしっかりと行われることを願いつつ、南護岸が開放される工事完了を待ち望みたいと思います。

J Rについて、お伺いします。

議会報告会をこの間、J R芦屋駅のまちづくりについてをテーマにやったんですけども、御意見が多かったのが、2年間、何で止まっていたのか。反対していた方が賛成に回った理由がよく分からないというような御意見が多かったんですけども、とはいえ、新しい玄関口が待ち遠しいと、完成図面のポスターを見ながらお話しされているのを聞いたりします。

縮減案を示されて減額になったわけなんですけれども、3つだけ引っかかっていることがありまして、それを今日お伺いしたいなと思っています。

画面を切り替えてください。（資料をモニターに映す）

これが最終の縮減案で示された完成図です。

まずはこの辺りです。ここにはエスカレーターがつくということなんですけれども、上りのみのエスカレーターということでした。人と車を分けるというのが目的だったので、南側へ渡る場合は人は上を通るということで下りのエスカレーターがないので、今この図でいうと赤いところが上りのエスカレーターがつく場所なんですけれども、私が1つ気になったのが、やっぱり動線です、歩行動線。

今でいうと上りの場合は先ほどのエスカレーターから上っていかれます。下りの場合なんですけれども、足の不自由な方とかはエレベーターを使われるわけなんですけれども、ビルの中のエレベーターを使ってくださいという表示になっています。それで下りのエスカレーターがないような状況です。

1つ目は、なぜ双方向にエスカレーターがついてないのかというのが気になっていました。

もう一つは駐輪場です。駐輪場も、約6.3億円減額されたということで、最新の人口推計結果を反映させて、人口は減るし規模を縮小しましたということでした。

利用者は、駅前が便利になれば逆に増えるんじゃないかというような疑問がありまして、魅力を感じたら他市からもいろいろと来るので人口は関係ないなという辺りもあったので、縮小して大丈夫かなというのはあったんですけども、市の案では、既存の駐輪場をしばらく残しますというような案でした。青印の辺り、民間さんに市が委託で貸しているような場所とかは、まだ残すことで対応しますというこ

とでした。

ここも、駅に通われる方というのは、やっぱり駅前に自転車を止めたいと思われるのが普通だと思うんです。それが駅前が空いてないからといって、近くのところに止めるような状況になるのかなという辺りで、もうちょっと規模を広げて真ん中に集中したほうがいいのではないのかなというのが気になっていました。

画面を戻してください。(資料の提示終了)

もう一つは、公益施設です。公益施設も市が費用をかけないということで、400平米に規模が小さくなりました。ここで私が疑問に思ったのは狭過ぎるなどということなんです。

なぜかというと、最初にタウンミーティングなんかで示された資料を見ますと、整備方針というのがあるんです。ここはぶれずにずっと変わらないところだと思うんです。その内容を見ると、駐輪場の集約化としっかり書いています。「分散して配置されている駐輪場の集約化」と。駅周辺の動線確保については、地域の利便性を向上させるためと、しっかり示されています。

次、駅前拠点というのもしっかりあるんです。「駅前拠点としてふさわしい機能の立地誘導」、この立地誘導に当たるのが、公益施設だと思うんです。

立地誘導するには、やはり魅力のあるものでないと人って集まってこない。規模が小さいと、それがそんなに広がりませんよね。最初の案ですと3階全てが公益施設ということで、それなりの立地誘導になるなど思っていたので、この辺りもちょっと小さくなって大丈夫かなということがありましたので、この3つが引っかかっておりました。

この辺り、駐輪場のほうから聞いていきます。最初に示された方針は、ぶれてないと思うんですけれども、私は最終的に、やはり分散させないために地下駐輪場の規模を広げることだったと思うんですけれど、結局、今の市の設定では分散させている、変わらないと思うんですが、この辺りはどのようにお考えですか。

○議長（松木義昭君） 都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） もともとの発想はそういうことです。あと、規模感をどこに照準を合わせるかということですが、もともとは完成当初に合わせていたんですけれども、昨今やっぱり人口減少ということもあるので、もうちょっと先に合わせたら規模が縮小できるなどということで設定をしたものです。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） そうしますと、完成後は、変わらずちょっと分散したような状態で御利用いただく。その先に集中して真ん中で使えるようになるということなんですけれど、出来上がってしまったら変えられないと思うんです。

いずれそうやって今分散しているものを集中化するのであれば、もうこのときに利便性の向上として造っておいて、周りの分散しているところは撤去していくというような考えのほうがいいのかと思うんですが、そのお考えはなかったのでしょうか。

○議長（松木義昭君） 都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） そういう考えで取り組んできたのは確かです。ただ、コストもかかりますので、これまでいろいろ議会の中でも御議論いただいたので、そこは総合的に勘案して、最終、計画を変更したということでございます。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） それも理解いたしております。

エスカレーターの話なんですけど、やっぱりまだつながっていない先の図面を見ながら、市民の方はすごくわくわくされていると思うんです。そんなときに、あれ、何でここに下りのエスカレーターがないのとか、やっぱり思われると思うんです、私が思ったぐらいなので。

特に、膝の悪い方なんかは、階段を下りるのはつらかったりします。何も上りだけでエスカレーターが必要ということはないと思います。そのたびに必ず回ってビルの中に入ってエレベーターに乗る、この辺りの利便性もちょっと改善できたらなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（松木義昭君） 都市建設部長。

◎都市建設部長（辻正彦君） 同じ御答弁になって恐縮なんですけれども、基本的に上下のエスカレーターがあったほうが利便性は上がります。J R 芦屋駅南地区再開発事業調査特別委員会の中でも、お年寄りなんかは下り階段が結構大変だよという御指摘もいただきました。

ただ、人の数といいますか、それでいきますと、上りのエスカレーターで駅に向かう方は処理ができる。あと、全くバリアフリーになってないということではありませんので、駐輪場のところに1つエレベーターがありますし、駅の周りにもありますし、たかおか議員が言っていたようにビルのほうにもあります。だから現在、改修をしています。改修前の芦屋駅の南側というのは、それが望ましいとは言いませんけれども、エレベーター1台でバリアフリーの機能を果たしていたということもありますので、量的には十分にさばけるのかなという判断でございます。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 利便性の向上に関したら、下りのエスカレーターをつけるという辺りは、予算についても市民の方に納得していただける金額じゃないかなと私は思います。

今の段階では、予算が通ったところなので、この修正案についてはこの辺で止めておきますけれども、公益施設についてもそういうようなことはあります。

これまで説明してこられた基本的な整備方針の原点というのがやっぱりあると思うんです。これは、最初のほうはそうだったんですという内容ではないと思うんです。

ここでもう一度、私が見直していただきたい3つのことについて、おさらいだけしておきます。



1、動線の確保に大切な利便性の向上には、エスカレーターは片道だけでなく下りも必要です。あまり他市でもそんな片方だけというのはどうなのでしょう、分からないですが。

2、駅前を利用される方に充実してもらうためには、駐輪場はもっと集約化し、面積を拡大すべきです。

3、駅前を子ども中心とした多世代交流の拠点にするには――ここに書いてありましたからね。公益施設は400平米では狭過ぎ。予算をつけ直して拡大すべきです。という要望があったことをしっかり覚えておいていただければと思います。

今からは、期待されている市民の皆様を完成後にごっかりさせたくないので、「あのときこうしていたらよかった」というのも聞きたくありません。「だから言ったじゃないですか」というような後悔の言葉も言わせないでください。

駅前という立地条件を生かした芦屋の新たな魅力を発見できる場にしていただけるよう、お願い申し上げます。

最後に、虫対策について、ちょっと取り上げました。これも芦屋市のホームページを見ると、「蚊」で検索すると、蚊媒介感染症ということで注意喚起が出されています。「(ジカ熱・デング熱)」という見出しであります。

今もしホームページが見られるなら見ていただいたら分かりますが、蚊が人の血を吸うことでウイルスに感染したり、人から人へウイルスを媒介するので、感染症の注意の呼びかけというのは全国の自治体でもホームページでされています。

感染症が怖いのは、妊娠中の女性が感染すると胎児に悪影響がある可能性があったり、ペットも感染する。子どもが蚊に刺されるとひどく赤くはれやすいですし、虫刺されが悪化して、とびひになったりとかいうことで、予防していたほうが良いということなんですけど、このホームページにも予防法を書いてくださっています。

「蚊に刺されないことが一番の予防法」、これは分かる話なんですけど、じゃあどうすればいいのか。「肌の露出の少ない服装や、蚊の忌避剤を使用し、蚊に刺されないようにしましょう。」、この予防法というのは、もう当たり前の知識なので、誰でも分かるので、じゃあどういった予防法があるのかなということが分からないなと私は思っていました。

次に、蚊は水場で繁殖をするため、バケツに水をためないようにと書かれているんですけど、そこも何でなのかなというのがありまして、そこまで伝えて予防法になるかなというように思っていて、今回ちょっと――画面を切り替えてください。(資料をモニターに映す)

これは私が自治会長をしていたときに、芦屋市衛生協会様が主催された害虫対策講習会に参加したときに頂いた、自治会宛てに周知する用にお配りされていたチラシです。

これ、すごく分かりやすく、このときに初めてボウフラを増やさないようにすれば蚊が激減するんだというのを知ったんです。蚊の成長というのは2週間、だから1週間に1度、水を捨てる。6月から8月、この時期がそれに対応しているということが分かったり、このように、公共の場所の発生源も紹介されています。

予防法になるのか分かりませんが、蚊というのは足の臭いを好むといったことも知識としてあります。

また、蚊を防ぐには除菌したらいいとか、風に弱いとか、死の恐怖を与えられると蚊というのはその人を24時間覚えているらしいんです。だからパンパンたたき続けると蚊にかまれるのを防げるとか……

○議長（松木義昭君） 間もなく時間ですので、まとめてください。

◆11番（たかおか知子君） こういった情報も知りたいなというのが全て含まれて予防法だと思うんですが、対応していただけますか。

○議長（松木義昭君） 市民生活部長。

◎市民生活部長（大上勉君） 今御紹介いただきました、特に人体への影響という意味から健康課のほうで上げているページと、それ以外にも、一般の方への発生を予防するための注意点として「害虫について」というようなタイトルで、環境課のほうで上げているページもございまして、先ほどのカラスと同様、リンクをお互いに貼ったりしながら、御覧いただきやすいように、せつかくの情報ですので、できるだけ分かっていただきやすい周知に努めてまいります。

○議長（松木義昭君） たかおか議員。

◆11番（たかおか知子君） 引き続き、虫対策、カラス対策をよろしく願います。  
以上で終わります。